



志賀町不育症治療費助成事業

不育症は、妊娠しても流産や死産を繰り返してしまう場合を言いますが、近年適切な治療により出産にたどりつくことがわかってきました。しかし、治療には高額な医療費がかかります。志賀町では、不育症治療を受けているご夫婦の経済的負担軽減のために治療費の助成をいたします。

対象となる治療

不育症と診断され、その治療にかかった費用について助成します。

- 志賀町に住所のある期間のものに限ります。
- 保険診療適用外の治療のもの。
- 不育症治療のための検査等も含めます。
- 文書料や食事代・病衣等の費用は助成の対象にはなりません。
- 保険診療適用分については、妊産婦医療費助成事業に申請してください。

対象となる方

- 次の①～⑤のすべてに該当する方が対象です。
 - ① 初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が45歳未満である
 - ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、住所を有しかつ治療日に志賀町民である夫婦
 - ③ 町税の滞納がない夫婦
 - ④ 医療保険に加入している夫婦
 - ⑤ 医師により、不育症と診断され、その治療を受けた方（夫婦）

助成の内容

保険診療適用外の不育治療にかかった費用に対し、年度30万円を限度に助成します。

申請方法

- 次の①～⑤の書類を添えて、子育て支援課で申請ください。

- ① 助成金交付申請書
- ② 不育治療医療機関受診等証明書
- ③ 町税等納付状況調査に関する同意書
- ④ 医療機関発行の領収書及び診療報酬明細書
- ⑤ 助成金を振り込む申請者名義の口座のわかるもの（例：通帳の写し）

助成金は、治療が終了した日の属する月の翌月の初日から1年以内に申請をして下さい。

